

## 2022-2 税務・労務・法務情報

### Q 1. 小売業外資規制緩和について

**A 1.** 比国にとって長年の懸案事項であった「小売業一部外資開放」について、共和国法第11595号が発効しました。「共和国法第8762号：2000年小売自由化法」の修正という形で公布されています。

小売業への参入希望の声が日本からも多く寄せられていましたので、朗報です。外資規制緩和の概要を解説します。

#### 第5条 外資参入について（最低資本金額の改定）

以下の条件を満たす場合には、外国法人（個人を含む）は小売業に従事することが可能とする。

(a)最低払込済み資本金額 P25,000,000

(b)その外国法人の本国が、比国に対して小売業の参入を認めていること

(c)2店舗以上の複数店舗を運営する場合は、1店舗当りP10,000,000以上の最低投資

\*法人が存続する限り最低資本金を維持しなければならない。（資本金の使途はSECがモニターする）

\*最低資本金を維持しなかった場合は、ペナルティーの対象となり、将来も小売業に従事することを禁止。

\*SECへの法人設立登記申請上、必ず資本金払込済み証明書を提出しなければならない。

#### 第6条 最低資本金額の定期的見直し

DTI, SEC, NEDAは、本法発効後3年毎に最低資本金額を見直し、国会に対して推奨する。

#### 第7条 フィリピン国籍人の雇用

労働法の規定に従い、フィリピン人の雇用を優先しなければならない。

#### 第8条 フィリピン産品振興

国内製造品の販売を奨励する。

#### 第10条 IRRの公布

DTI, SEC, NEDAは、本法承認後90日以内にIRRを公布しなければならない。

#### 第11条 罰則規定

本法に違反した場合は、違法行為に責任のある社長、取締役に対して4年～6年の禁錮、P1,000,000～P5,000,000の罰金を課す。外国人の場合は、禁錮刑執行の後、国外追放とする。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)